

東京都町田市ソフトボール連盟規約

第1章 総 則

〔名称〕

第1条 東京都町田市ソフトボール連盟(以下「本連盟」という)

〔事務所所在地〕

第2条 本連盟の事務所は、町田市民球場管理棟所在地とする。
町田市旭町3-20-60(町田中央公園内)

第2章 目 的

〔目的〕

第3条 本連盟は、町田市におけるソフトボールの普及・振興を図り、健康維持・増進に努めるとともに競技の実践を通じて親睦を図ることを目的とする。

第3章 組 織

〔組織〕

第4条 本連盟は、東京都ソフトボール協会町田支部として加盟するものとする。

第5条 本連盟は、町田市に居住、若しくは勤務する者で構成された、団体登録したソフトボールチームにより組織し、チームは代表者(以下「評議員」という)を置くものとする。

第4章 事 業

〔事業〕

第6条 本連盟は、次の事業を行う。
1 本連盟が主催及び主管する「市民ソフトボール大会」、「女子親善大会」等の開催
2 東京都ソフトボール協会、町田市体育協会との連携による事業の推進
3 日本ソフトボール協会、東京都ソフトボール協会及び連携する関係諸団体が主催する事業へのチーム・役員・審判員等の派遣
4 ソフトボールの普及、振興のための技術の研究と指導
5 その他、本連盟の目的達成のため必要と認める事業

第5章 役 員

〔役員〕

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

1 会長	1名
2 会長代行	1名
3 副会長	3名以内
4 理事長	1名
5 副理事長	5名以内
6 事務局長	1名
7 事務局次長	2名以内
8 理事	10名以上 30名以内
9 会計	3名以内
10 監査	2名
11 顧問	若干名

* 現役員名は、別表の通り。

〔任期〕

第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。なお、欠員が生じたときは補充できるものとし、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

〔職務〕

- 第9条
- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 会長 | 本連盟を代表し、会務を統括する。 |
| 2 会長代行 | 必要により、会長の職務を代行する。 |
| 3 副会長 | 会長、会長代りを補佐し、必要によりその職務を代行する。 |
| 4 理事長 | 本連盟の理事会を代表し、会務を統括する。 |
| 5 副理事長 | 理事長を補佐し、必要によりその職務を代行する。 |
| 6 事務局長 | 本連盟の事務局を代表し、会務を統括する。 |
| 7 事務局次長 | 事務局長を補佐し、必要によりその職務を代行する。 |
| 8 理事 | 本連盟の事業に関する業務を執行する。 |
| 9 会計 | 本連盟の経理に関する業務を執行する。 |
| 10 監査 | 本連盟の経理及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。 |
| 11 顧問 | 本連盟の運営に関し、指導・助言等を行う。 |

〔選任〕

- 第10条
- 1 会長、会長代行、及び副会長は、理事会で推薦し、総会において承認を得ることとする。
 - 2 理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計は、理事の互選により選出し、総会において承認を得ることとする。
 - 3 理事は、評議員または理事会の推薦する者を選出し、総会において承認を得ることとする。
 - 4 顧問は、理事会が推薦し、総会において承認を得ることとする。
 - 5 監査は、理事会が推薦し、総会において承認を得ることとする。

第6章 機 関

〔会議〕

- 第11条 本連盟の会議は、総会、理事会、及び理事会に先立った会議とする。
- 1 総会は、本連盟の最高決議機関で定期総会、臨時総会とし、評議員の出席をもって開催する。会は会長が招集する。
 - 2 定期総会は、毎会計年度当初に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は評議員の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求があったときは開催しなければならない。
 - 4 理事会は、理事長が招集し理事の出席を得て、総会で決定した事業計画に基づいて事業を執行するものとする。必要の都度開催することができる。
 - 5 理事会は、規約第7条の3から8までの役員で構成する。
 - 6 理事会は、必要な場合、規約第7条の1・2・9・10の役員を招集して開催することができる。
 - 7 理事会に先立ち、議案の事前検討、方針策定、資料作成など、必要に応じ理事長が役員を招集し、都度会議を開催することができる。

〔定数及び議決〕

- 第12条 本連盟のすべての会議は、過半数の出席(委任状を含む)により成立する。
会議の議事は、出席者の過半数でこれを決め、可否同数の時は議長がこれを決する。

〔総会の審議事項〕

- 第13条 総会は、理事会の議を経て提案された次の事項を審議する。
- 1 会規約の制定、改廃及び各種細則の制定、改廃
 - 2 予算及び決算
 - 3 監査の報告の承認
 - 4 事業計画に関する事項
 - 5 その他理事会で必要と認めた事項

〔議長〕

- 第14条 総会の議長は、評議員の互選による。

〔会議の公開〕

- 第15条 会議は公開とする。

第7章 会 計

〔経費等〕

- 第16条 本連盟の経費は、市委託金・団体登録費・大会参加費及びその他の収入による。

〔会計年度〕

第17条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日から始まり翌年2月末日で終わる。

第8章 連盟基金

(100万円の基金を作り、次の要綱で運用する。)

〔目的〕

- 第18条
- 1 大震災等自然災害時、市や体育協会からの義援金協力要請があった際、この基金より速やかに支出できるようにする。
 - 2 国体やオリンピック開催に伴い、都ソ協から支援金の要請があった際、この基金から支出できるようにする。
 - 3 都ソ協主催の大会に勝ち上がり推薦を受けた全国大会、関東大会(全国大会未満の大会を含む)に出場するチームがあった場合に適用し、支援できるようにする。

〔基金の作り方〕

第19条 連盟登録全チームは、春季・秋季の監督会議の際、大会参加費と合わせて納入する。

〔納入金額・チーム負担金〕

第20条 チーム負担金は、1チームにつき、1大会 2,000円とする。

〔援助額〕

- 第21条
- 1 一人あたりの補助額(交通費・宿泊費込)
・全国大会 10,000円 ・関東大会(全国大会未満の大会を含む) 5,000円
 - 2 1チーム15名を上限とする。

〔支給手順〕

- 第22条
- 1 事後処理とする。
 - 2 次の4点をチームから提出してもらい、援助金を手交するものとする。
①予選大会の結果 ②大会実施要項 ③選手登録一覧 ④大会結果

第9章 派遣支援

〔補助額〕

第23条 東京都ソフトボール協会、体育協会主催の上部大会への派遣チームに各大会参加費の半額を、町田市選抜チームには大会参加費の全額を、それぞれ補助する。(保険料はチーム負担とする)。町田市選抜チームについては第13章に記載する。

〔支給手順〕

- 第24条
- 1 事後処理とする。
 - 2 次の3点をチームから提出してもらい、補助金を手交するものとする。
①大会要項 ②大会参加費領収書コピー ③試合結果

第10章 大会実行委員会の設置

〔大会実行委員会の設置〕

第25条 本連盟が主催及び主管する大会において、「大会実行委員会」を設置して運営に当たる。設置は、理事会の承認を得るものとする。

〔実行委員会の職務〕

第26条 大会事業を遂行するにあたって、必要な事項等を定め、大会が円滑に運営されるよう努めるものとする。

第11章 専門委員会

〔専門委員会の設置〕

- 第27条
- 1 本連盟の事業を遂行するにあたり、必要に応じて専門委員会を設置することができる。
 - 2 設置にあたっては、理事会の承認を必要とする。

〔専門委員会の職務〕

- 第28条 1 専門委員会は、本連盟の事業を円滑に運営するために各業務の執行にあたるとともに他の委員会との連携を図るものとする。
2 各委員会には、長及びその補佐を置き、会の運営をスムーズに行う。

〔専門委員会の構成〕

- 第29条 委員は、理事の資格がなくとも理事会の承認を得て、委員会運営上必要な人材を委員とすることができる。

第12章 賞 罰 制 度

〔目的〕

- 第30条 本規則は、本連盟に所属しているチームおよび個人の表彰および懲戒に関する細則を定義し、公正な処置を図ることを目的とする。

〔賞罰調査委員会〕

- 第31条 1 表彰、懲戒に値する事案が発生した際、賞罰調査委員会を開設し、事案の事実確認、調査、上部、関係団体への報告を速やかに行う。「表彰、懲戒に値する事案」は、別途定義する。
2 賞罰調査委員会は、会長、会長代行、副会長、理事長、事務局長とし、必要に応じ、理事長が委員を追加招集する。
3 理由なく調査内容を漏洩してはならない。

〔賞罰の審議および通知〕

- 第32条 1 賞罰調査委員会の調査内容を元に臨時理事会を開催し、表彰、処分内容を決定する。なお、公正な処置を図るため、賞罰の対象となるチーム関係者および個人は本理事会に含めない。
2 決定内容は、チーム代表者及び個人に文書にて通知する。その際、異議申し立ての期日を合わせて通知する。必要に応じ、対象者へは表彰、処分内容を口頭で説明する。
3 理由なく審議内容を漏洩してはならない。

〔異議申し立て〕

- 第33条 1 決定内容に対する異議申し立ては、期日までに文書にて提出する。
2 異議申し立てがあった場合、賞罰調査委員会にて異議内容に対する確認、調査を行い、臨時理事会にて対処方法を審議する。

〔表彰、懲戒に値する事案〕

- 第34条 主に以下の事案については表彰する。
1 本連盟所属のチーム、個人が、長年にわたり上部、関係団体、本連盟の活動に誠実に貢献した場合。
2 本連盟所属のチーム、個人によって社会的功績があった場合。

- 第35条 主に以下の事案については懲戒する。
1 本連盟所属のチーム、個人が、暴動、暴言等により大会進行に支障をきたした場合。
2 不正行為等により、本連盟の体面を汚した場合。
3 本連盟からの再三の注意指導を退け、著しく大会運営の妨げとなる行為を行った場合。

第13章 選 抜 チ ー ム

〔目的〕

- 第36条 本連盟のレベルアップの一環として、全国大会出場を目標とした選抜チームを結成する。

〔対象種別〕

- 第37条 選抜チームの種別は、一般男子、壮年男子、実年男子および女子とする。

〔組織体制〕

- 第38条 1 選抜チームは理事長が活動を総括する。
2 選抜チームの活動に対するアドバイザーとして顧問を設置する。
3 選抜チームの運営維持活動はチーム内のスタッフによって行う。

〔監督・コーチ・スタッフの選出〕

- 第39条 1 選抜チームの監督、コーチ、スタッフ(合わせて、以下首脳陣と称す)は東京都を代表する人物として適格であること。
2 次期首脳陣は、全国大会の出場を目的として当期の首脳陣にて選定、推薦し、毎年開催する選抜チームの年度総会によって決まる。
3 年度総会は、理事長、顧問のいずれかが同席の上、決定の過程に不適合がないことを評価する。理事長、顧問が同席できない場合、理事長が指名する役員(規定第7条)が代理を務める。

〔選手の選出〕

- 第40条 1 選手は、技術力はもとより、東京都を代表する人物として適格であること。
2 活動を支えて頂いている周囲の方への敬意を払ってプレイできること。
3 個人のプレイはもとより、チームワークが遵守できること。
4 本連盟に所属しているチームに登録していること。
5 選抜チーム内の選手、および首脳陣からの推薦、または一般公募を行う。

〔活動支援〕

- 第41条 選抜チームに対する本連盟の活動支援は以下の通りとする。
1 指定の上部大会参加費を全額支援する。但し、保険費用などその他諸費用は含めない。
2 指定の上部大会と日程が重なった場合、本連盟主催の大会日程を調整する。但し、本連盟の大会日程進行上調整できない場合もある。
3 本連盟が確保していたグラウンドの優先予約がキャンセル不可となった場合のグラウンド利用。

第14章 その他

〔細則等の制定〕

- 第42条 本連盟の事業を執行するにあたり、必要な事項の細則は、理事会において制定できるものとし、理事会の議を経て総会で承認を得るものとする。

〔個人情報の取扱い〕

- 第43条 本連盟に所属する選手及びスタッフに関する個人を特定できる情報については、個人情報を取り扱う団体であるとの認識のもと、適切かつ適法な個人情報の管理をおこなうものとする。
1 本方針は、本連盟の個人情報の取り扱いに関しての基本的な方針を定めるものであり、本連盟は本方針に則って、個人情報保護法等の法令・規範に基づく個人情報の保護に努めます。
2 本連盟の運営に用いる個人情報は、各年度大会申込、保険手続き等の際に取得するものとし、登録する選手及びスタッフに対してはその利用目的を明らかにし、適法かつ適正な方法により取得するものとする。
3 本連盟が取得した個人情報の利用目的は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 利用団体名簿の作成、その配布、及び本連盟管理台帳の作成と管理
(2) 大会費用等の納入通知、及び収納管理
(3) 本連盟の活動に関わる書類作成(利用報告書、補助金申請等)、報告関連
(4) 本連盟の運営に関連した事項についての、登録団体への連絡、及び問い合わせ等
(5) その他本連盟の運営に関連すること
4 本委員会が取得した個人情報は、法律および法令等に定めがある場合を除き、前条の利用目的以外で使用し、または使用させてはならない。
5 本委員会の個人情報の利用目的は原則として変更できない。但し、社会情勢の変化、その他やむを得ない事由により利用目的を変更する場合は、変更前の個人情報の利用目的と関連する合理的な範囲で変更することができる。

〔規約の変更〕

- 第44条 本規約の改正は総会にて話し合い、所属団体の3分の2以上の賛同を得て行うものとする。

〔慶弔〕

- 第45条 本連盟の役員および本連盟の関係団体担当者が死去した場合、連盟より10,000円を上限とする慶弔金を支払う場合がある。

【附則】

- ・昭和51年 3月1日、連盟設立【第1回市民大会 男子11チーム、女子4チーム参加】
- ・昭和54年 東京都ソフトボール協会に加盟
- ・昭和57年 町田市体育協会に加盟

*この規約は、平成31年3月2日から施行する。

*令和3年3月6日改訂

*令和4年3月5日改訂

*令和6年3月2日改訂